

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）

選択料金メニュー表
専有部分用・エネビジョンプラン
≪東北電力ネットワーク株式会社管内≫

実施日 2022年7月1日

NTT アノードエナジー株式会社

選択料金メニュー表
専有部分用・エネビジョンプラン
«東北電力ネットワーク株式会社管内»

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1条 適用 | 1 |
| 第2条 定義 | 1 |
| 第3条 対象地域 | 1 |
| 第4条 本料金メニュー表の変更等 | 2 |
| 第5条 単位および端数処理 | 2 |
| 第6条 料金メニュー等 | 2 |
| 第7条 提供条件 | 2 |
| 第8条 使用電力量の計量 | 4 |
| 第9条 日割計算 | 4 |
| 料金表 | 5 |
| 1 料金 | 5 |
| 1-1 適用 | 5 |
| 1-2 料金額 | 6 |
| 2 その他費用 | 7 |
| 2-1 工事費 | 7 |
| 2-2 付加サービス料 | 8 |
| 附則 | 9 |
| 別表 | 10 |
| 1 契約電力の算定方法 | 10 |
| 2 使用電力量の協定 | 10 |
| 3 料金および工事費の精算方法 | 11 |

第1条（適用）

この「選択料金メニュー表 専有部分用・エネビジョンプラン«東北電力ネットワーク株式会社管内»」（以下、「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別に定める「電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[専有部分用]）」（以下、「本約款」といいます。）にもとづき、本約款第10条（料金メニューおよび料金）に定める標準料金メニューに代えて本料金メニュー表に定める料金メニューを適用した電力提供サービスを提供するときの料金その他の条件を定めたものです。

本料金メニュー表で定める事項については、本約款に優先して適用されるものとし、本料金メニュー表で定めのない事項については本約款に定めるところによります。

第2条（定義）

次の用語は、本料金メニュー表において、それぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------|--|
| 管轄電力会社 | 本料金メニュー表では、一般送配電事業者としての東北電力ネットワーク株式会社をいいます。 |
| みなし小売事業者 | 電気事業法にて定められたみなし小売事業者をいいます。 |
| 電力会社等 | 本料金メニュー表では、みなし小売事業者としての東北電力株式会社をいいます。 |
| EnneVision（エネビジョン） | お客様の節電および省エネを支援する当社の Web サイト上のエネルギー情報提供サービスをいいます。 |
| 夏季 | 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。 |
| その他季 | 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。 |
| 昼間時間 | 毎日午前11時から午後4時までの時間をいいます。 |
| 朝晩時間 | 毎日午前7時から午前11時までの時間および毎日午後4時から午後11時までの時間をいいます。 |
| 夜間時間 | 昼間時間および朝晩時間以外の時間をいいます。 |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 | 再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額をいい、電気事業者による再生エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）により定められる単価をいいます。 |

第3条（対象地域）

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は管轄電力会社の供給区域と同一となります。ただし、離島は除きます。

第4条（本料金メニュー表の変更等）

当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第5条（単位および端数処理）

本料金メニュー表において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- イ. 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ロ. 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ハ. 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てます。

第6条（料金メニュー等）

(1) 本料金メニュー表に規定する料金メニューは、次のとおりといたします。

| 需要区分 | 料金メニュー | 内容 |
|------|-----------|---|
| 電灯需要 | エネビジョンプラン | その電力量料金について、昼間時間の料金単価に対して朝晩時間および夜間時間の料金単価が相対的に安価に設定された季節別時間帯別の電力量料金を適用する選択制の料金メニュー。 |

(2) エネビジョンプラン（以下「本料金メニュー」といいます。）には、次の区別があります。

| 本料金メニューの区別 | 内容 |
|---------------|-----------------------------|
| イ. LLプラン相当のもの | 料金を除いたその他の提供条件が、LLプランに準じるもの |
| ロ. 従量電灯B相当のもの | 料金を除いたその他の提供条件が、従量電灯Bに準じるもの |
| ハ. 従量電灯C相当のもの | 料金を除いたその他の提供条件が、従量電灯Cに準じるもの |

(3) お客さまは、本料金メニューの適用を希望される場合は、当社所定の方式により申し出ていただきます。

(4) 本料金メニューは、当社が指定する対象建物の専有部分における電灯需要であって、次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

- イ. 需要場所が居住用部分であること。
- ロ. EnneVision（エネビジョン）を利用登録していること。
- ハ. 本料金メニューの適用開始の日から1年に満たないで、お客さまの申出により本料金メニューの適用を終了する場合には、適用開始日から終了日の前日までの期間の料金について、料金表1（料金）に定めるところにより料金を精算していただくことにお客さまが承諾していること。

第7条（提供条件）

(1) 対象となるお客さま

- イ. LLプラン相当のもの
次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。
 - (イ) 当社が指定した対象建物であること。
 - (ロ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下であること。

ロ. 従量電灯 B 相当のもの

次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ハ. 従量電灯 C 相当のもの

次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

(イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえ、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が、原則として 50 キロワット未満であること。

(2) 提供電気方式、提供電圧および周波数

提供電気方式および提供電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

(3) 契約電流および契約容量

イ. LL プラン相当のもの

(イ) 契約電流は、原則、60 アンペアといたします。

(ロ) 当社は、電流制限器その他適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）は、原則、取り付けません。

ロ. 従量電灯 B 相当のもの

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。

(ハ) 契約電流を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たない期間においては、契約電流を減少することはできません

ハ. 従量電灯 C 相当のもの

契約容量は、原則、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および再エネ賦課金相当額の合計とし、その適用および料金額は料金表 1（料金）に定めるものといたします。

(5) その他

LL プラン相当のものを適用しているお客さまが従量電灯 B 相当のものへの変更を希望される場合、または従量電灯 B 相当のものを適用しているお客さまが LL プラン相当のものへの変更を希望される場合は、その旨を当社に申し出てください。この場合、電流制限器等を取り付けまたは取り外しが必要となるときは、料金表 2-1（工事費）に定める工事費を申し受けます。

第8条（使用電力量の計量）

- (1) 本約款第14条（使用電力量の計量）に定める使用電力量の計量方法は、次のとおりといたします。
 - イ. 使用電力量の計量は、原則として電力量計により提供電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
 - ロ. 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、イ.により計量された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）してえた値といたします。
- (2) 当社は、検針による使用電力量を、原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 電力量計を取り替えた場合は、料金の算定期間における使用電力量は（4）の場合を除き、取り付けおよび取り外した電力量計ごとに（1）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (4) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表2（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定められます。

第9条（日割計算）

- (1) 本約款第15条（料金の算定）に定める日割計算の算定方法は、次によります。
 - イ. 基本料金を日割りする場合
$$1 \text{ 月の該当料金} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{検針期間の日数}$$
 - ロ. 電力量料金を日割りする場合
電力量料金は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ. 再エネ賦課金相当額を日割りする場合
再エネ賦課金相当額は、日割計算の対象となる期間の実際の使用電力量に応じて算定いたします。
- (2) (1)の「日割計算対象日数」には、開始日を含み、終了日を除きます。
- (3) (1)の「検針期間の日数」は、次のとおりといたします。
 - イ. 本料金メニューの適用を開始した場合
適用開始日の直前の検針日から、本料金メニューの適用開始直後の検針日の前日までの日数。
 - ロ. 本料金メニューの適用を終了した場合
終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

料金表

1 (料金)

1-1 (適用)

| 区 分 | 内 容 |
|--|--|
| イ. 基本料金の適用 | 基本料金は、1月につき、1-2 (料金額) イ.に定める額を適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 |
| ロ. 電力量料金の適用 | (イ) 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量に1-2 (料金額) ロ.に定める電力量料金単価を適用して算定いたします。 (ロ) 昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 (ハ) 電力量料金は、本表ハ.欄により算定される燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。 |
| ハ. 燃料費調整額の適用 | 燃料費調整額は、その1月の使用電力量に1-2 (料金額) ハ.に定める燃料費調整単価を適用して算定いたします。 |
| 二. 再エネ賦課金相当額の適用 | (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係わる納付金単価を定める告示がなされた年の5月検針分の電気料金から翌年4月検針分の電気料金まで適用いたします。 (ロ) 再エネ賦課金相当額は、その1月の使用電力量に再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 |
| ホ. 口座振替割引の適用 | 口座振替払いを選択されたお客さまについては、各回請求額 (消費税等相当額を含みます。) より55円割引いたします。 |
| ヘ. 適用開始等から1年に満たないで解約または廃止等があった場合の料金の精算 | お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日または契約容量を増加した日以降1年に満たないで利用契約を解約 (本約款第31条 (当社からの契約の解約等) (1) によるものを含みます。以下、同じとします。) もしくは本料金メニューの適用を廃止または契約容量を減少した場合には、当社は、利用契約の解約日もしくは本料金メニューの廃止日または契約容量を減少した日に、別表3 (料金および工事費の精算方法) に定めるところにより料金を精算していただきます。 |

1-2 (料金額)

イ. 基本料金

| 本料金メニューの区別 | | 単 位 | 料金額 |
|------------------|--------------|---------------------|--------------|
| (イ) LL プラン相当のもの | | 1 契約につき | 1,254 円 00 銭 |
| (ロ) 従量電灯 B 相当のもの | 契約電流 10 アンペア | 1 契約につき | 313 円 50 銭 |
| | 契約電流 15 アンペア | 1 契約につき | 470 円 25 銭 |
| | 契約電流 20 アンペア | 1 契約につき | 627 円 00 銭 |
| | 契約電流 30 アンペア | 1 契約につき | 940 円 50 銭 |
| | 契約電流 40 アンペア | 1 契約につき | 1,254 円 00 銭 |
| | 契約電流 50 アンペア | 1 契約につき | 1,567 円 50 銭 |
| | 契約電流 60 アンペア | 1 契約につき | 1,881 円 00 銭 |
| (ハ) 従量電灯 C 相当のもの | | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 313 円 50 銭 |

ロ. 電力量料金

| 区 分 | | 単 位 | 料金額 |
|------|--------|-------------|-----------|
| 昼間時間 | 夏季料金 | 1 キロワット時につき | 45 円 26 銭 |
| | その他季料金 | 1 キロワット時につき | 35 円 27 銭 |
| 朝晩時間 | | 1 キロワット時につき | 19 円 04 銭 |
| 夜間時間 | | 1 キロワット時につき | 18 円 94 銭 |

ハ. 燃料費調整単価

電力会社等が公表している「従量電灯 B」相当の現に適用している燃料費調整単価と同額

2 (その他費用)

2-1 (工事費)

工事費は、発生する工事の態様に応じて次表のとおり申し受けます。

| 種 類 | 工事費の額 |
|---|--|
| イ. サービス提供停止の解除 | 本約款第 22 条 (サービス提供停止の解除) に定める再開にあたって特別な対応を必要とする場合の基本工事費 時間あたり基本費用 11,000 円 (税抜 10,000 円) なお、上記基本費用のほか、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を申し受ける場合があります。 |
| ロ. 電力量計の取り付け等 | 本約款第 27 条 (設備の賠償) に定める亡失もしくは修理不可能となった当社の電力量計を取り替え、またはお客さまの希望により電力量計を増設もしくは付替え等する場合の標準工事費 (機器代を含む。) 1 電力量計あたり 44,000 円 (税抜 40,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。 |
| ハ. 電流制限器等の取り付けおよび取り外し等 | 料金メニューの変更等にもない電流制限器等の取り付け、取り替えまたは取り外し等を行なう場合の標準工事費 1 件あたり 16,500 円 (税抜 15,000 円) なお、作業時間および移動時間の合計が 3 時間をこえる場合、または当社の営業日の午前 9 時から午後 5 時までの時間以外の時間での対応となる場合など標準工事費にて対応できない場合等には、別途、割増料金を含めた合理的な範囲で算定した追加費用を申し受ける場合があります。 |
| ニ. 適用開始等から 1 年に満たないで解約または廃止等があった場合の工事費の精算 | お客さまが、新たな契約もしくは契約内容の変更により本料金メニューを新たに適用開始した日または契約容量を増加した日以降 1 年に満たないで利用契約を解約もしくは本料金メニューの適用を廃止または契約容量を減少した場合には、当社は、利用契約の解約日もしくは本料金メニューの廃止日または契約容量を減少した日に、別表 3 (料金および工事費の精算方法) にもとづき工事費を精算させていただきます。 |
| ホ. その他特別な工事等をする場合の工事費 | お客さまの希望に応じて特別な工事または設備の施設を行なう場合、実際に要した時間または合理的な範囲で算定した費用を工事費として申し受けます。 |

2-2（付加サービス料）

付加サービス料は、当社が提供した付加サービスに応じて次表のとおり申し受けます。

| 付加サービス料の種類 | 適用 | 料金額 |
|-------------------|---|---------|
| イ. 料金明細内訳書事前案内手数料 | <p>口座振替払いまたはクレジットカード払いを選択されるお客さまが、口座振替日またはクレジットカード払いの引き落とし日に先だって紙媒体による料金明細内訳書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは、事前に当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注）当社専用 Web サイト（でんき案内板）においても料金明細等を確認いただけます。自然環境保護等の観点からも当該 Web サイトの利用をおすすめいたします。</p> | 110 円/月 |
| ロ. 請求書再発行手数料 | <p>請求書兼払込取扱票（以下「請求書」といいます。）により料金等その他費用を支払っていただくお客さま（口座振替払いで口座振替日に引き落としができなかったお客さまを含みます。）へ請求書を再発行する場合に適用いたします。</p> <p>（注）請求書に記載の支払期限までに支払っていただけなかった場合、督促のためお客さまの承諾をえることなく請求書を再発行することがあります。この場合、支払っていただくまでの間に再発行するつど、再発行した回数分の請求書再発行手数料の累積額を請求額に上乗せして請求いたします。</p> | 305 円/回 |
| ハ. 支払証明書発行手数料 | <p>月々の支払いを証明する支払証明書の発行を希望される場合に適用いたします。この場合、お客さまは当社所定の方式により申込みをしていただきます。</p> <p>（注 1）支払証明書にて証明可能な範囲は、発行申込みのあった当月の請求分を含み、直近 15 ヶ月分までの請求分となります。ただし、支払証明書 1 枚あたりで証明できる範囲は、12 ヶ月分までといたします。</p> <p>（注 2）別途、郵送料が必要となる場合があります。</p> <p>（注 3）クレジットカード払いの場合は、お客さまがそのクレジット会社へ支払いを行なったものに限り、この証明は有効となります。</p> | 440 円/枚 |

附 則

附則（2022年6月24日第000121号）

(実施期日)

本料金メニュー表は、2022年7月1日から実施します。

別 表

1 (契約容量の算定方法)

契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 提供電気方式および提供電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 提供電気方式および提供電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1000$$

2 (使用電力量の協定)

使用電力量を協議によって定める（以下「協定」といいます。）場合は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\text{前月または前年同月の使用電力量} \div \text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ. 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\text{前 3 月間の使用電力量} \div \text{前 3 月間の料金の算定期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の電力量計等に計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の電力量計等によって計量された使用電力量によるとき。

$$\text{取替後の電力量計等によって計量された使用電力量} \div \text{取替後の電力量計等によって計量された期間の日数} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けられた電力量計等の計量による場合

参考のために取り付けられた電力量計等によって計量された使用電力量といたします。

- (5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\text{計量電力量} \div \{100 \text{ パーセント} + (\pm \text{誤差率})\}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3 (料金および工事費の精算方法)

(1) 精算方法

イ. 適用開始日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を終了する場合

(1) 料金

当社は、適用開始日からその適用を終了される日の前日までの期間について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力の料金を適用して算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

(0) 工事費

当社は、お客さまが契約容量を新たに設定されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ロ. 契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで利用契約を解約または本料金メニューの適用を終了する場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約容量を増加された日からその適用を終了される日の前日までの期間の料金について、契約容量を増加された日の前日の契約容量を上回る契約容量分について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量を上回る契約容量分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(0) 工事費

当社は、お客さまが契約容量を増加されたこととともない新たに施設した設備について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ハ. 契約容量を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量を減少しようとされる場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約容量を新たに設定された日から契約容量を減少される日の前日まで期間の料金について、減少される日以降の契約容量を上回る契約容量分について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量を上回る契約容量分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(0) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約容量に見合う部分について、(2) に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

ニ. 契約容量を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量を減少しようとされる場合

(1) 料金

当社は、お客さまが契約容量を増加された日から契約容量を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量を上回る契約容量分 (減少される日以降の契約容量が増加された日の前日の契約容量を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量を上回る契約容量といたします。) について、さかのぼって (2) に定める臨時電力の料金を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金

と既に申し受けた料金の差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量を上回る契約容量分（減少後の契約容量が増加前の契約容量を下回る場合は、増加前の契約容量を上回る契約容量分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

(ロ) 工事費

当社は、設備のうち減少した契約容量に見合う部分について、(2)に定める臨時工事費として算定される額と既に申し受けた工事費との差額を申し受けます。

(2) 臨時の料金および工事費

イ. 臨時の料金

(イ) 基本料金

電力会社等が公表している「臨時電灯 B」相当の現に適用している契約容量 1 キロボルトアンペアあたりの基本料金単価と同額

(ロ) 電力量料金

電力会社等が公表している「臨時電灯 B」相当の現に適用している契約容量 1 キロワット時あたりの電力量料金単価と同額

ロ. 臨時の工事費

電力会社等が公表している「臨時電灯 B」相当の電気の提供を受けるお客さまのために新たに設備を施設される場合に適用される工事費の額